

7月は障害基礎年金の 現況届提出月です！

対象者 障害基礎年金の受給者で

■ 20歳前に初診日のある障がいにより年金を受けている人

(年金証書の年金コード上2桁が63の人) 例：年金コード「6350」

■ 旧国民年金法による障害福祉年金からの移行（裁定替え）により年金を受けている人

(年金証書の年金コード上2桁が26の人) 例：年金コード「2650」

提出期限 **7月29日(金)**

提出先 市民課または各総合支所総務民生課市民税務係

対象者には、日本年金機構から7月上旬までに「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し提出期限までに必ず提出してください。

なお、現況届に併せて診断書が必要な場合には、現況届欄のある診断書が送られてきますので、医師に記入してもらい期限までに提出してください。

※疾病によっては、レントゲンフィルムや心電図などが必要になることがあります。

※自分で記入できない場合は、代理の人が受給権者の欄などを漏れなく記入し、「代理人署名欄」に代筆者の氏名・住所などを記入してください。

注意 次のいずれかに該当する人は、現況届を提出する必要はありませんので、現況届は送付されません。

①上記の年金を受け始めてから1年以内の人

②年金が全額支給停止となっている人

③障害基礎年金の額が障がいの程度が変わったことにより改定されてから1年以内の人



国民年金保険料の支払いに困ったら…

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の人(学生を除く)で、本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生などで、学生納付特例をうけよう

とする年度の前年の所得が基準以下または失業などの理由がある場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※①の免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金の額が増額されますが、②③の納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金の額は増額されません。

※この制度を利用すると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼっての加入ができません。

「保険料の追納制度」をご存知ですか

免除を受けた期間や若年者納付猶予期間および学生納付特例期間の保険料は、10年までさかのぼって保険料を納付することができます。満額の老齢基礎年金を受け取るために、生活に余裕ができたときには納めるようにしましょう。ただし、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算額がつきますので早めに追納することをお勧めします。

平成28年度

国民健康保険税

問い合わせ先 税務課
☎0968(25)7206

国民健康保険税(以下「国保税」)は、皆さんが病気やけがなどで保険証を使って病院にかかるときに必要な医療費の大切な財源です。

国保税は、国保加入者につき算定した医療給付費分の保険税(以下「医療分」と後期高齢者支援金分の保険税(以下「支援金分」)、そして国保加入者のうち40歳から64歳の人(以下「第2号被保険者」)につき算定した介護納付金分の保険税(以下「介護分」)の合算額となります。

納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。加入者一人一人が納税義務者ではありません。世帯主が国保の加入者ではなくても、家族の中に国保の加入者がいるときは納税の義務を負うことになります。納税通知書などは全て世帯主宛てに届きます。

平成28年度の税率など

表1のとおりです。税率は変

(表1) 税額=医療分+支援金分+介護分 (40歳～64歳)

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割(前年中の所得に応じて)	8.0%	2.5%	2.0%
均等割(加入者1人当たり)	28,000円	7,800円	10,000円
平等割(1世帯当たり)	25,000円	7,500円	7,000円
課税限度額	540,000円	190,000円	160,000円

わりませんが、法律の改正で課税限度額が変わりました。

軽減適用

所得が一定基準以下の場合、医療分と介護分の均等割、平等割についてのみ、7割・5割・2割の軽減措置があります。ただし、所得申告をしていない場合は、軽減の対象になりませんのでご注意ください。

⑨軽減判定所得には、国保加入

者の所得に加えて、擬制世帯主の所得も含まれます。

■7割軽減 国保加入者と特定同一世帯所属者の所得の合計が、33万円以下の世帯

■5割軽減 国保加入者と特定同一世帯所属者の所得の合計が、「33万円」+「26万5千円×国保加入者数」以下の世帯

■2割軽減 国保加入者と特定同一世帯所属者の所得の合計が、「33万円」+「48万円×国保加入者数」以下の世帯

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減

倒産・解雇・雇止めなど、非自発的な理由によって離職した人は、国保税が軽減される制度がありますので、税務課までお尋ねください。

■対象者 次の要件全てに該当すること。

▼平成21年3月31日以降に離職した人

▼雇用保険の特定受給資格者、または特定理由離職者

▼ハローワークが交付した雇用保険受給資格者証(離職コー

ドが11、12、21、23、31、34のいずれかに該当していること)をお持ちの人・離職日時点で65歳未満の人

※雇用保険特例受給資格者証や雇用保険高年齢受給資格者証をお持ちの人は対象外です。

軽減内容 非自発的失業者本人の前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定します。

※前年中の所得が確定していない場合は軽減ができません。申告が済んでいない人は、税務署へ確定申告書の提出、または市へ市県民税申告書を提出してください。

軽減期間 離職日翌日の月から、その月の年度の翌年度末までの期間です。

(例：平成28年3月31日に離職した場合は、平成28年4月から平成30年3月31日まで)

※職場の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

申請に必要なもの 雇用保険受給資格者証、印かん

申請場所 税務課、各総合支所総務民生課市民税務係

国民健康保険税の納期限

普通徴収(納付書または口座振替)の人は、年間の税額を8

普通徴収の人の納期			
第1期	8月1日(月)	第5期	11月30日(火)
第2期	8月31日(火)	第6期	12月26日(月)
第3期	9月30日(金)	第7期	平成29年1月31日(火)
第4期	10月31日(月)	第8期	2月28日(火)

特別徴収の人の納期			
仮徴収	4月	本徴収	10月
	6月		12月
	8月		平成29年2月

期に分けて支払っていただきます。7月ごろに納税通知書を送ります。納付書で納める人には1年間分の納付書をまとめて送付しますので、納期ごとにお支払いただきます。口座振替の人は毎月25日ごろ口座から引き落とされます。

特別徴収(年金天引き)の人(65歳以上75歳未満のみの世帯で一定の条件を満たす人)は、年金より天引きとなりますが、申し出により普通徴収(口座振替)への変更もできます。